

学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	三郷市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1（2）：知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第1条	三郷市就学援助実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（高等学校等の生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって（教育の機会均等）に寄与することを目的とする。	この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条に基づき、経済的理由のため就学が困難と認められる（学齢児童及び学齢生徒（法第18条に基づく学齢児童及び学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。）の保護者（法第16条に基づく保護者又は教育委員会が相当と認めた者をいう。以下同じ。））に対して必要な援助（以下「就学援助」という。）を行い（義務教育の円滑な実施）を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		三郷市就学援助事務処理要領 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号	三郷市就学援助実施要綱第5条
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費（ただし医療費は除く。）の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号ロ	三郷市就学援助実施要綱第2条第2号ウ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考	市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第1条の規定により、三郷市長から委任を受け、三郷市教育委員会で処理している。	

届出情報

独自利用事務の対象者	児童・生徒の保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2020年12月11日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	